



熊本県公報

号外第 32 号

平成 22 年 10 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する
規則 (くまもとブランド推進課) 1

規 則

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 10 月 15 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 47 号

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県伝統工芸館条例施行規則(昭和 57 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「伝統的工芸品等」を「伝統的工芸品」に改め、「資料」の次に「(第 9 条において「伝統的工芸品等」という。)」を加える。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条中「伝統的工芸品、伝統的工芸品等に関する資料及び施設又は設備をき損し、又は滅失した者は」「熊本県伝統工芸館(第 10 条及び第 11 条において「伝統工芸館」という。)の施設若しくは設備又は伝統的工芸品等をき損し、又は滅失した者は」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

別表中	2 階展示室	480 円	を	2 階展示室 A	480 円	に改める。
			」	2 階展示室 B	460 円	」

附 則

この規則中第 6 条の改正規定、第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする改正規定、第 10 条の改正規定、同条を第 9 条とする改正規定及び第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。